

立 川 市 都 市 計 画 審 議 会

令和2年11月20日（金）

○日 時 令和2年11月20日(金曜日)午前9時30分

場 所 立川市役所 302会議室

○出席委員(14名)

会 長 17番 古 川 公 毅 君

副 会 長 13番 高 橋 賢 一 君

1 番 伊 藤 大 輔 君

3 番 江 口 元 気 君

7 番 金 子 波留之 君

10番 佐 藤 升 君

12番 瀬 順 弘 君

15番 長 島 伸 匡 君

2 番 稲 橋 ゆみ子 君

5 番 大 橋 南海子 君

8 番 小 松 清 廣 君

11番 鈴 木 孝 治 君

14番 対 馬 ふみあき 君

16番 中 町 聡 君

○欠席委員(3名)

4 番 大 沢 純 一 君

6 番 岡 野 祐 資 君

9 番 佐 藤 淳 一 君

○出席説明員

市 長 清 水 庄 平 君

副 市 長 田 中 準 也 君

まちづくり部長 小 倉 秀 夫 君

都市計画課長 白 坂 浩 二 君

都市総務係長 後 藤 貴 子 君

都市総務係 山 崎 悠 里 君

生産緑地地区等担当主査 半 貫 俊 夫 君

都市総務係 村 形 陸 君

○議事次第

1 開 会

2 市長挨拶

3 議 題

1. 案件審査会

諮問第2号

立川都市計画 生産緑地地区の変更(案)について(立川市決定)

2. その他

4 閉 会

開会 午前9時30分

○白坂都市計画課長 それでは、定刻になりましたので、都市計画審議会を開催したいと存じます。

なお、本日、佐藤委員、岡野委員、大沢委員が御欠席ということになってございます。

また、本日、机上に参考資料を配付させていただいております。

○白坂都市計画課長 それでは、審議会開催に当たりまして、市長から御挨拶を申し上げます。

○清水市長 おはようございます。

本日は、大変お忙しいところ都市計画審議会を開催していただきまして、誠にありがとうございます。

また、皆さん方には日頃から、立川のまちづくり、審議会の運営につきまして、大変御協力をいただいておりますことに、改めてお礼を申し上げる次第であります。

さて、本市の生産緑地はそのほとんどが平成4年度に当初決定されたもので、30年が経過する令和4年度には買取りの申出が可能となります。本市の生産緑地は、都内にあって、八王子市、町田市に続きまして都内第3位の面積を有しております。良好な都市環境の形成に資する生産緑地を引き続き保全するため、昨年度から特定生産緑地の指定手続を開始しているところでございます。

昨年に引き続き、明年2月には、特定生産緑地指定のため、当審議会に意見聴取をいただく予定でございます。

本日は、毎年行っております生産緑地地区の変更について、お諮りをいたし、詳しくは担当から御説明をいたしますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

ありがとうございました。

○白坂都市計画課長 ありがとうございました。

では、会長、進行をよろしくお願いいたします。

○古川会長 それでは、案件審査会を開催いたします。

○白坂都市計画課長 では最初に、清水立川市長より諮問をお願いいたします。

○清水市長 立川市都市計画審議会会長 古川公毅殿。立川市長 清水庄平。

都市計画について（諮問）。

貴審議会に次の事項について諮問します。

記。

1、諮問第2号 立川都市計画 生産緑地地区の変更（案）について（立川市決定）。

諮問理由。

平成28年5月に都市農業振興基本計画が閣議決定され、都市農地が「宅地化すべきもの」から、都市に「あるべきもの」となりました。立川市都市計画マスタープラン（平成29年6月改定）では、「都市農業振興基本法」「都市農業振興基本計画」を踏まえ、生産緑地制度を用いた都市農地の保全を掲げています。

したがって、残存する市街化区域内の農地については、計画的な維持・保全が図れるよう、引き続き生産緑地地区の決定を行う必要があります。

このような状況のもと、立川市では平成4年の生産緑地法（以下、「法」といいます）の新法施行に伴い、382件、約247.40haの決定を行い、その後、地区の追加、削除、面積精査等の都市計画変更を繰り返し行い、令和2年1月1日の告示時点では、372件、約198.09haの生産緑地地区が決定されています。

今回の都市計画変更では、公共施設への転用及び法第10条の買取り申出による行為制限の解除に伴い、立川都市計画生産緑地地区の一部廃止、並びに立川市生産緑地地区決定基準に基づき、新たに追加する箇所について、都市計画法第21条第2項において、準用する都市計画法第19条第1項の規定に基づき、貴審議会に諮問するものであります。

よろしくお願いいたします。

○古川会長 お受けいたします。

ただいまお預かりいたしました。

傍聴人はいらっしゃいますか。

（「1名いらっしゃいます」と呼ぶ者あり）

○古川会長 本日、傍聴されている方に御注意申し上げます。席上に配付しました「傍聴者の方へ」という用紙に、傍聴中の禁止事項が記載されております。これらの行為が行われた場合は、退席を求めることになりますので、御了承をお願いいたします。

それでは、案件審査に入ります。

本日、審議いたします案件は、諮問第2号 立川都市計画 生産緑地地区の変更（案）について（立川市決定）でございます。

それでは、事務局より説明をお願いします。

○白坂都市計画課長　立川都市計画　生産緑地地区の変更(案)について(立川市決定)
を説明させていただきます。

生産緑地につきましては、1年分の削除や追加などをまとめて集計し、毎年1月1日に都市計画の変更を行っているものです。

お手元の資料を御覧ください。

1ページから11ページが都市計画決定図書(案)の写し、図面は縮小版になっております。

資料の1ページ、立川都市計画生産緑地地区の変更(立川市決定)を御覧ください。

生産緑地地区の次の3項を変更するものです。

第1、種類及び面積についてです。

今回、生産緑地地区の変更告示の予定面積は約197.89haです。昨年度は変更時点で約198.09haであり、約0.2haの減少となります。

削除のみを行う位置及び区域についてです。第2になります。

公共施設への転用及び買取りの申出に伴う行為制限の解除により、生産緑地の機能を維持することが困難となった生産緑地地区の一部、または全部を削除いたします。削除は15件、公共が2件、死亡が12件、故障が1件、約2万2,520㎡です。

今回、公共施設の転用は2件ございました。

1件は、立川市への移管道路の設置及び管理のための削除です。東京都の住宅整備により、生産緑地内に道路が整備されたため、このたび削除いたします。

もう1件は、都市計画道路の設置及び管理のための削除です。用地買収があったため、このたび削除いたします。

第3、追加のみを行う位置及び区域についてです。

農業との調和を図り、良好な都市環境の形成に資するため、市街化区域内において適正に管理されている農地等を追加するものです。4地区、約2,150㎡を新たに生産緑地地区に追加いたします。

資料の2、3ページを御覧ください。

新旧対照表と変更概要となっております。

新旧対照表の一番左下の段にあります計の欄を御覧ください。変更前の地区件数及び面積は、昨年度の告示において、372件、198万880㎡、約199.09haです。

変更後の地区件数は、変更前の件数と同じ372件、面積は、削除、追加及び面積精査いたしまして、1,980㎡減り、197万8,900㎡、約197.89haでございます。

資料の4ページをお開きください。このページから11ページまでは、立川都市計画生産緑地地区（立川市決定）の計画図です。今回、変更を行う地区を図示しております。

凡例にありますように、既に生産緑地地区として決定されている区域を、「既指定区域」として縦線で表示しています。

「今回削除のみを行う区域」を黒塗り潰しで表示しています。

「今回追加のみを行う区域」を横線で表示しております。

それでは、スクリーンを御覧ください。

これから御覧いただく生産緑地の写真は、おおむね7月上旬に撮影した現地状況です。赤い三角印は写真撮影方向を示しています。

地区番号20番、74番、87番の黒く塗り潰してある区域が、買取りの申出による削除です。地区番号20番の東側は既に住宅として使用されています。地区番号87番は、現在、開発行為が行われています。

地区番号20番の西側、74番の土地利用は進められていません。

お手元の資料、次のページをお開きください。

上砂町4丁目及び5丁目付近でございます。

地区番号30番の黒く塗り潰してある区域が、買取りの申出による削除です。現在、開発行為が行われています。

地区番号30番の横線、桃色で塗り潰してある区域が、生産緑地地区に新たに追加する区域でございます。地権者から生産緑地に追加したい旨の申請があり、現地を確認し、農地として利用されているため、追加いたします。

お手元資料、次のページをお開きください。

砂川町7丁目付近でございます。

地区番号50番の黒く塗り潰してある区域が買取りの申出による削除です。既に住宅が建設されています。

お手元資料、次のページをお開きください。

上砂町2丁目及び3丁目、砂川町2丁目付近でございます。

地区番号146番、191番ともに黒く塗り潰してある区域が、買取りの申出による削除です。共に土地利用がされておられません。

地区番号133番の黒く塗り潰してある区域が、都市計画道路の設置及び管理による削除です。一部、現在舗装されております。

地区番号414番の黒く塗り潰してある区域が、立川市への移管道路の設置及び管理による削除です。現在、道路として整備されております。

地区番号450番の横線、桃色で塗り潰しの区域が、生産緑地地区に新たに追加する区域です。地権者から生産緑地に追加したい旨の申請があり、現地を確認し、農地として利用されているため、追加いたします。

お手元資料、次のページをお開きください。

柏町4丁目付近でございます。

地区番号236番の黒く塗り潰してある区域が、買取りの申出による削除です。現在、開発行為が行われています。

お手元資料、次のページをお開きください。

砂川町1丁目付近でございます。

地区番号232番の黒く塗り潰してある区域が、買取りの申出による削除です。現在、土地利用はされていません。

お手元資料、次のページをお開きください。

栄町2丁目付近でございます。

地区番号334番の横線、桃色で塗り潰してある区域が、生産緑地地区に新たに追加する区域です。地権者から生産緑地に追加したい旨の申請があり、現地を確認し、農地として利用されているため、追加いたします。

お手元資料、次をお開きください。

柴崎町5丁目付近でございます。

地区番号366番の横線、桃色で塗り潰しの区域が、生産緑地地区に新たに追加する区域です。地権者からの生産緑地に追加したい旨の申請があり、現地を確認し、農地として利用されているため、追加いたします。

以上で都市計画決定図書（案）の説明を終わります。

また、別紙で参考資料を配付しております。

参考資料1が立川都市計画生産緑地地区変更箇所位置図、参考資料2が生産緑地地区削除案件の買取申出日一覧表、参考資料3が生産緑地地区の推移でございます。参考資料4が、立川都市計画生産緑地地区指定状況一覧となっております。参考に御覧ください。

い。

この立川都市計画生産緑地地区の変更（案）（立川市決定）につきましては、令和2年10月21日から11月4日までの2週間、縦覧を行い、縦覧された方は1人いました。また、意見書の提出はありませんでした。

今後の手続につきましては、本日の審議会で御確認いただけましたら、令和3年1月1日付にて、変更の決定告示を行う予定でございます。

以上で説明を終わります。

○古川会長 説明は終了しました。

それでは、諮問第2号 立川都市計画 生産緑地地区の変更（案）について（立川市決定）に関する御意見、御質問等ございましたらお受けします。

○長島委員 長島と申します。

質問なんですが、生産緑地と宅地化農地という定義がちょっとよく分からないんですが、その辺の違いを教えてください。

○古川会長 お願いいたします。

○白坂都市計画課長 ただいまの質問について御説明いたします。

生産緑地と宅地化農地の違いでございます。現地では農地でございますが、生産緑地法により、生産緑地として指定されているものが生産緑地、宅地化農地というのは、そういったような網がかかっていない、生産緑地法の位置づけのない農地との分けでございます。

以上でございます。

○古川会長 よろしゅうございますか。

○長島委員 やっていることは一緒ですか。

○白坂都市計画課長 農地として利用されているのは一緒でございます。

○長島委員 定義の違いがよく、網かけされているとかしないとかおっしゃっていましたが、それがよく分からないんですが。具体的にどういうことで生産緑地にして、どういうことが宅地化農地なのか。宅地化というのは、宅地化しているけれども、農地に使っていると、そういう意味ですか。

○白坂都市計画課長 生産緑地地区に指定されている農地というのは、平成4年、当初、法律改正されて、生産緑地にするかしないかというのを農家の方の意思で決めていただきました。生産緑地に指定いたしますと、指定から30年間は行為の制限があります。

ですので、勝手に宅地化することはできない。ただ、そのかわり税のほうの優遇等が受けられるということでございます。

宅地化農地というのは、農地としては使われるんですが、行為制限がありませんので、いつでも宅地化にできるということです。将来的に30年間、農地として担保して税の優遇を受けるか、いつでも宅地化できる農地にするかというような形で、農家の方に選んでいただいた2種類の土地ということになります。

以上です。

○長島委員 課税の額が違うんですか。

○白坂都市計画課長 はい、そのとおりでございます。

○長島委員 分かりました。

○古川会長 ほかにございますでしょうか。

はい、どうぞ。

○稲橋委員 すみません、稲橋です。

今の長島委員の御質問に、ちょっと併せてなんですけれども、先ほど冒頭、市長のほうからも、お話の中で計画的な保全をしていくという、これはずっと従来、言ってきたことだと思います。そして、そこに合わせて、どうしてもその生産緑地の指定がされてても、相続、亡くなられたり、いろんな状況で買取りの申出を市にしても、市はなかなかそれを買取りできないので、本当はそれを市が受け止めていれば、農地として保全ができるという、そういった理想的なことがあるんですが、それが難しいという中で、いつもここの都市計画審議会の中では、これを決定するために、ここに諮られるという、そういうところでは捉えているんですが。

そうなりますと、今、宅地化農地の面積がここに示してあります。これも確かに少しずつ減っているという状況ですけれども、例えば今、空き家がどんどん増えたり、いろんなところでお家を取り壊さざるを得ない状況も出てきている中で、そういう方、多くはないかもしれませんが、自宅をこういう宅地化農地にしていこうという考えも出てこなくはないのかなというふうに思ったりするんですけれども、そういう場合にはですね、まだ市としても、やはり計画的な保全、やはりその農地、都市農業振興基本法に合わせた計画を、農地を残すべきということで、多目的な効果として示されているわけですが、そういったところは市として、ここにかかってくるのは生産緑地に関するその面積が減ったということの承認ということなんですけれども、大きく見る

と、そのあたりのところをどのように考えているのかということ、1つお聞きしたいということがあります。

それから、先ほど御説明がありましたけれども、市の道路として買取りをするということになったということ、それから都市計画道路の立3・3・3にかかっている場所のその生産緑地の買取りの申出というところが、大きく2か所あるというふうに見たんですけれども、そこはこの道路が、立3・3・3は将来的にできるかどうか。今、都市計画決定はしておりますけれども、実態として動いてないというところで、こういう農地が生産緑地を解除するという方向になったときに、どのように捉えてというか、実質、道路ができるということではないので、通常の住宅を建てるというところとして、別に通常に認めていくのかという、そのあたりのところを確認したいと思います。

それから、都市農業振興基本法、そこに合わせた計画、それから生産緑地法の改正等々、これからその都市農地をしっかりと保全していくという方向にあるんですけれども、今回のこの取組みが、そこにどのように影響しているのか、今後それが、今回についてはどうなのか、今後についてはどうなのかということでお聞きをしたいと思います。

以上です。

○古川会長 では、市のほうでお願いします。

○白坂都市計画課長 御質問として、市のある農地の都市の農地としての保全をしていくに当たっての考え方、どういうものかということが大きなことと、もう一つ、都市計画道路に位置づけられているところについての農地の扱いを今後どう考えていくかというところの大きく2点、3点の御説明かなと思っております。よろしいでしょうか。

まず、1点目の都市農地、生産緑地等の農地についての考え方です。相続等が発生しますと、農地が宅地に放出されるということは、これはある程度、やむを得ないところかなと思っているところでございます。ただし、それをいかに農地として維持していくかということでございますが、1つは平成29年に法改正され、生産緑地が、継続的に保全が図られるようにということで、特定生産緑地制度が新たに創設されました。こちらについては立川市のほうとしても、積極的に指定していただくように、特定生産緑地の指定手続を進めているところでございます。

あと、こちら、もう一つは農政部局のほうの担当になりますが、都市農地の貸借の円滑化に関する法律の改正がございまして、農地の貸借が緩和されました。これらの活用を進めることによりまして、農地が放出されるということを、極力抑えていくようなこ

とを進めていきたいなというふうに考えております。

続いて、2点目の都市計画道路等でございます。事業認可をされているところについては、積極的に買い取っていくということで、今回の削除もございました。まだ、都市計画決定の段階で事業認可を受けていない土地につきましては、こちらについては東京都のほうに買取りの意思があるか、一度、確認はしてございます。

今回の件については、買取りのほうはできないということでございました。事業認可はされておりませんので、買取り申出がされて行為制限が解除された場合には、農地の利用を宅地化することができますので、その場合は住宅などに変えることはできます。そこを止めることはできませんので、それについては宅地化をしていくというふうに考えております。

あともう一つ、空き家等、今まで宅地だったところが、農地に変えて、また要するに新たな農地を生み出すことができるのではないかとということでございます。こちらについては、今ある建物を解体していただいて、農地としてきちっとした肥培管理ができるような状態で整備していただければ、農地にすることは可能です。その場合は、生産緑地にしたいというような申請があれば、生産緑地に追加指定することも可能でございます。

以上でございます。

○古川会長 どうぞ。

○小倉まちづくり部長 ちょっと補足させていただきます。

本日の諮問資料、4ページ、立3・3・3号線、新五日市街道線に関する買取り申出に関しての御質問です。

今、課長が説明しましたように、基本的には東京都のほうの施行予定路線ですので、東京都に買取りの、意向があるかどうか確認をしてございます。これは通常、流れ的には東京都財務局等に行くんですけども、我々といましては、優先整備路線に指定されているようなところにつきましては、建設局や都市整備局の直接事業を行う部隊にも、直接的に情報提供を行ってございます。

そういった中で、これまでは東京都のほうは事業認可を取っていないとなかなか予算がつかないといったことだったんですけども、新たな制度といたしまして、事業認可を取ってなくても、公拡法に基づく申請等があれば、先行買収の予算をつけるといった新たな方針も出しているようです。ですが、今回は東京都のほうでは、なかなか今、

買える状況じゃないといったことです。

もう一点、ちょっと説明しておきたいのは、都市計画道路の区域内でも宅地として利用はできるんですけれども、都市計画法の53条という規制を受けます。ここは第一種低層住居専用地域でございますのでほとんど影響はないんですけれども、建物を建てるときは地下を有さないこと、それからいわゆる簡易な建物で、鉄筋コンクリート造ではないといった、簡単に言えば木造一般住宅であれば、3階建てまでで、地下なしであれば建てていいですよといったことで、都市計画の決定があっても、一定の規制はかかりますけれども、宅地利用はすることができるといったことがあります。

ですから、当然、家を建てる時には許可が必要なんですけれども、土地の活用といった意味では、地主さんには活用することができるといったルールになってございます。

以上です。

○古川会長　　よろしいですか。

○稲橋委員　　はい。いろいろ御説明いただきまして、状況は分かりました。東京都にその場合に取り取りを打診するという、そういったルートから、しかしながらいろんな事業認可を受けなくても、そこは買い取りできると言ったけれども、今回はその状況がなかったという、そういったことの説明で理解をしました。

それから、私がいつもこの場で申し上げました。やはりどうしても減少していくものを、どうやったら歯止めをかけられるか、そして先ほどその指定をしたというところが、今回あるわけですので、その分は位置指定ができたということとしてはよかったと思います。

そして、特定生産緑地として、これからさらにお願いをして、位置づけていくということが、今順次、行われていますけれども、そのことは今回、この中には反映していないという、そういったことの確認でよろしいかどうか、お聞きをいたします。

それから、宅地化農地というところは、どうしても市民側からすると同じ農地なので分かりづらいんです。ここは宅地化農地で、ここは生産緑地という、そういった状況の中ですけれども、市民もなるべく参画をして、こういうできる範囲で、宅地化農地としてできるということが伝えられているかどうかということとしては、少しそういう情報提供ということが分かりづらいというふうに思っておりますので、ここはちょっと案件の審査会としては少し、ちょっと外れてしまうと思いますけれども、そういうPRをしていていただきたいなというふうに思います。少しでもそういう緑地、農地が増える

ことが、利益だというふうに思っていますので、そういうこともお願いしたいということとは、この場で意見として申し上げさせていただきます。

○古川会長 特定との関係、今回の中では組まれていないのかという御確認と、それから御意見がちょっと入ってきましたが、後ほど討論は、時間取ってありますので。

○稲橋委員 すみません。

○古川会長 では、市のほうで。

○白坂都市計画課長 今回は生産緑地法に基づく指定ということで、特定生産緑地は、また生産緑地の上に重ねて指定する制度になってございます。今回は生産緑地の指定ということでございます。特定生産緑地につきましては、令和4年の公示を予定ということで、今現在、指定の手續のほうの受付をしているというような段階でございます。

以上です。

○古川会長 ほかにございませんか。

はい、どうぞ。

○瀬委員 瀬と申します。

今回、削除が11件、2万2,520㎡、そして追加が4件、2,150㎡ということで、生産緑地が面積として随分減るのかなというふうに思ったんですが、いただいております資料の2ページ、3ページ、こちら見ますと、面積精査増でかなりのところがあるということで、トータルでいいますと、今回のこの変更をしても0.2haですかね、最初に御説明いただいた形の面積減になるというような御説明をいただきました。

この面積精査増、かなりあるかと思います。増も減も、この一覧、見ますとありますけれども、ここのちょっと内容について詳しく教えていただければと思います。

○白坂都市計画課長 それでは、面積、増減による差が、実際0.2という数字ですが、実際、削除を行ったものについては、1ページ、御覧いただくと2万2,520㎡に、減っています。追加が約2,000㎡ということなので、実際には2haぐらいは減っていますということだと思います。

こちらの大きな差でございます。それで、こちらは平成4年、当初指定の際は、生産緑地の指定については、筆の登記の面積で指定をしてございました。今回、追加、削除等していただいたり、そういった中では改めて測量をしていただいているということがございます。そういったことから、測量の縄伸びの関係で、その部分の面積の差が出てきているということがこの精査増の理由でございます。ですから、平成4年当時の登記

ですから、実際には縄伸びがありますので、実際の面積は大きいんですけども、小さい面積の登記面積で指定をしていたと。現在は、実測面積ということの差ということで、この差が発生しているということでございます。

こちらについては、特定生産緑地、今、受け付けをしてございますので、そういった中で面積に変更があったものについては精査をさせていただいた。その差でございます。ですので、今回のこの案件だけに限らず、ほかのものも含めて今、精査をしているということですので、最終的に特定生産緑地の申請が全部終わると、ある程度、登記ではなく、実測に近い面積になってくるのかなというふうに思っております。

以上です。

○古川会長　はい、どうぞ。

○瀬委員　御説明ありがとうございました。状況は分かりました。

それで、今回この資料の2、3ページ、拝見いたしますと、今回、削除、追加になっているところ以外も、精査をしたところのものも全部記載をされているかと思います。先ほど登記上と実際の実測、測量というような御説明ありましたが、そうしますときちんと測量されていないといいますか、実測がまだ済んでいないところというのが、この372件の指定の区域のうち、まだかなり残っているのかどうか、今後この精査で、また大きく数字が変わる可能性があるのかどうか、お示しをいただければと思います。

それから、もう一点ですね。本日頂いております参考資料の参考資料3のところに、これまでの1月1日付の告示における数字を示していただいております、一番右の備考のところに、そういった意味ではそれぞれの指定のタイミングでの面積増減、面積精査で数字を出していただいていると思いますが、今回かなりそういった意味では面積が大きいということになるかと思います。昨年、一昨年、ずっとちょっと過去を遡って見ますと、この面積精査で1万8,000㎡というのは、過去の数字を見る限りはかなり大きいのかなというふうに思いますけれども、その辺の要因とか、何か理由がありましたらお示しをいただきたいと思います。

○古川会長　お願いします。

○白坂都市計画課長　面積の精査が大きいということでございます。そちらにつきましては、今現在、受け付けしております特定生産緑地の申請の際に、実測をしていただいていた方で、そのままになっていた面積の精査ということで、ですのでこれまでは特定生産緑地の受け付けということはしておりませんでしたので、そのままの数字であった

のですが、今回そういった形で、手続の中で新たに三百幾つの特定生産緑地の申請が出ておりますので、その際の面積精査が反映されてきているということでございます。

今後この数字が、また増えて、どのように増えていくのかということですが、現在、昨年、今年、また来年と、3か年かけて特定生産緑地の今、受け付けを行ってございます。昨年で約6割ぐらいの方が申請をしていただいて、今年度でまた全体の400件のうちの、昨年で240件程度、今年でまた90件程度、受けておりますので、あと残り50件程度を、受け付ける状況です。あと2割程度がまだ受けておりませんので、その辺でまた面積の精査が出てくるのかなというふうに思っております。

以上でございます。

○瀬委員 ありがとうございます。

○古川会長 ほかにございませんでしょうか。

それでは、このことについて討論を行います。

討論はございますか。

○稲橋委員 討論、述べたから。

○古川会長 ああ、そうですね。

○稲橋委員 先ほど述べさせていただきましたので。

○古川会長 先ほど述べたことを討論として記録させていただきます。

○稲橋委員 すみません。

○古川会長 ほかにございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○古川会長 それでは、採決を行いたいと思います。

諮問第2号 立川都市計画 生産緑地地区の変更（案）について（立川市決定）は、原案のとおりとすることで御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○古川会長 ありがとうございました。

それでは、異議なしと認め、諮問第2号については原案のとおりとすることといたします。

それでは、この場で答申をお渡しすることになりますので、事務局で答申書を作成していただく間、暫時休憩といたします。5分程度ということで。では、5分間ということでよろしくお願いします。

10時15分に再開したいと思います。

(休 憩)

○古川会長 それでは、皆さん、御在席ですので、休憩を解いて、会議を再開いたします。

答申書を読み上げて、市長に提出いたします。このままさせていただきます。

立川市長 清水庄平殿。立川市都市計画審議会会長 古川公毅。

都市計画について答申。

令和2年11月20日付立ま都第1131号により立川市長から諮問のあった下記の事項について、11月20日開催の当審議会において、本市の実情を勘案、熟慮の上、各委員が忌憚なく意見を述べ、この案件を慎重に審議した結果、下記のとおり答申する。

記。

答申1 諮問第2号 立川都市計画 生産緑地地区の変更（案）について（立川市決定）、原案は妥当である。

以上です。よろしくお願いいたします。

○清水市長 ありがとうございました。受領いたしました。お世話になりました。ありがとうございました。

○古川会長 それでは、以上で案件審査会を終了いたします。

○古川会長 続きまして、その他として事務局からの連絡事項などがありますか。

○白坂都市計画課長 事務局から次回以降の都市計画審議会の日程について御案内いたします。

次回の都市計画審議会は、12月22日、火曜日、午後3時30分より、市役所3階の302会議室、場所はこちらと同じく開催を予定しております。

また、その次の令和2年度第4回の都市計画審議会につきましては、来年の2月16日、火曜日、午後1時30分より、こちらはたましんR I S U R Uホール、市の市民会館の第6・第7会議室での開催を予定しております。

いずれも、後日、改めて御連絡いたしますので、よろしくお願いいたします。

また、コロナウイルス感染症の対策により、予定が変更となる場合につきましては、随時、御連絡させていただきます。

以上でございます。

○稲橋委員 速くて聞き取れなかった。12月12日ですよ。

○古川会長 12月22日ですね。

○白坂都市計画課長 12月22日です。

○稲橋委員 ごめんなさい、すみません。ごめんなさい。速くて聞き取れなかった。すみません。

○古川会長 それでは、立川市都市計画審議会を終了いたします。

本日はどうもありがとうございました。

閉会 午前10時14分